

栃木支部における短期給付に係る標準処理期間

行政手続法の施行に伴う地方公務員等共済組合法の運用について（平成6年9月30日付け公管総第2の43号、公立学校共済組合本部総務部長通知）に基づき、栃木支部における短期給付に係る標準処理期間について、次のとおり定める。

1 組合員の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
組合員資格の取得	30日
任意継続組合員資格の取得	30日
任意継続組合員資格の喪失	30日
資格喪失証明書の発行	30日
上記の記載事項の訂正	30日
上記の紛失等による再交付	30日

2 被扶養者の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
被扶養者の認定	30日
被扶養者の取消	30日
資格喪失証明書の発行	30日
上記の記載事項の訂正	30日
上記の紛失等による再交付	30日

3 給付・支給等に関する事項

区 分	標準処理期間	
	決定期間	支給期日
療養費・家族療養費の支給 移送費・家族移送費の支給 出産費・家族出産費の支給 埋葬料・家族埋葬料の支給 傷病手当金の支給 出産手当金の支給 休業手当金の支給 育児休業支援手当金の支給 育児時短勤務手当金の支給 介護休業手当金の支給 弔慰金・家族弔慰金の支給 災害見舞金の支給	請求書等の提出された日の翌月末	決定された月の翌月5日 (ただし、支給期日が金融機関の休業日にあたる場合は翌日の営業日)
前納された任意継続掛金の還付	請求書受理後30日	決定後30日

4 その他に関する事項

区 分	標準処理期間
限度額適用認定証の交付	30日
特定疾病療養受療証の交付	30日
限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	30日
上記証の記載事項の訂正	30日
上記証の亡失等による再交付	30日
支払未済の給付請求	60日
第三者の行為による損害の請求	6ヶ月
レセプトの開示請求	60日

5 留意事項

(1) 標準処理期間には、次の期間は含まれない。

- ① 適法な申請を前提に定められたものであるので、書類不備等により是正を求める補正期間
- ② 適正な申請の処理に際して、審査のため相手方に必要な資料を求める場合にあっては、相手方がその求めに応ずるまでの期間

(2) 標準処理期間には、通常の郵送日数等を含むものとする。

この定めについては、平成22年10月1日から実施する。

この定めについては、令和5年4月1日から実施する。

この定めについては、令和6年12月2日から実施する。

この定めについては、令和7年4月1日から実施する。